

2020年3月30日
富士通リース株式会社

リース終了物件に関する今後の対応について

2019年12月に発生しました当社リース終了物件の処理委託先におけるハードディスク盗難事案につきましては、お客様ならびに関係者の皆様に多大なご心配とご迷惑をお掛けしましたこと、深くお詫び申し上げます。

本事案の発生に関しましては、当社の委託先管理不徹底があったことを深く反省し、その再発防止につき、全社を挙げて対策を検討・対応してまいりました。

今後のリース終了物件のデータ消去処理対応につきましては、リース事業協会から3月27日に公表された報告内容も踏まえ、真摯に対応させていただく所存であります。

当社の今後の対応の骨子につきましては、以下のとおりであり、お客様には既にご説明を開始しております。

<今後の対応骨子>

1. データ消去委託先の選定厳格化について

一般的な会社評価方法の他、データ消去会社特有事項の確認を追加いたします。

委託業務の履行状況につき処理センターを中心に定期的、また必要に応じ随時確認することで、安全を確保いたします。

2. 当社の運営方法の整備について

データ消去委託先への「再委託」につき、お客様のご承認をいただくとともに、「データ消去作業報告書」を消去後速やかに提出する体制を整備いたします。また、リース満了物件の引取り台数につき、お客様、当社、委託先間での共有方法を整備いたします。

3. 住民情報等の重要情報が保存された記憶媒体の取扱いについて

昨年12月の総務省様からの通知により、お客様からは様々なご要望をいただいております。当社はお客様が定める処理方法に沿う形で、個別にご相談の上、着実にこれを履行いたします。

当社は上記、今後の対応の履行状況を定期的に内部チェックするとともに、お客様、システム提供ベンダー様、委託先会社様、関係各社様との連携を一層密にし、より安全なファイナンスソリューションを提供し、お客様の事業支援に繋がるよう取り組んでまいります。

以上